

宮城県国土利用計画審議会における森林地域縮小案件の取扱について

【経緯】

「(土地利用基本計画図の変更における)森林地域の縮小案件について、一律に報告案件とするのではなく、審議案件とする基準を定めてはどうか。国土利用計画審議会として総合的な調整を図るというプロセスを残す必要があるのではないか。」との意見が第73回宮城県国土利用計画審議会(R5.1.19開催)において出された。

1 現在の宮城県国土利用計画審議会における取扱

(1) 現在の取扱

森林地域縮小案件に関しては、審議会にて報告案件とする。

(H23.1開催の審議会において承認)

※他地域(農業地域等)については、すべて審議案件とする。

(2) 報告案件とした理由

- ・森林地域の縮小については、森林法に基づく林地開発許可の完了確認後、地域森林計画の変更までの間に行われる。
- ・森林法の林地開発許可に基づく中止命令や原状回復命令等の監督処分権限については、現行の地域森林計画対象民有林に対してのみ適用されるため、事前に区域変更(地域森林対象民有林からの除外)を行うことはできない。
- ・大規模な林地開発の場合、開発期間が長期間となり、開発計画の変更も多いため、土地利用基本計画図の変更が頻発し、土地利用基本計画図と森林法における区域指定に乖離が生じ、計画の管理が困難となる。
- ・林地開発許可は、公表された許可基準に基づいて適否判断が行われるが、当該判断に当たっては、「県森林審議会森林保全部会」への諮問が義務付けられている(10ha以上の林地開発許可申請の場合)ことから、一定の客観性も担保される。

2 意見を受けての確認内容

(1) 林地開発許可申請について

- ・1年間に申請される林地開発許可申請については約50件程度(許可の変更申請を含む)。
- ・林地開発許可について知事は、林地開発許可基準(①災害の発生、②水害の発生、③水の確保、④環境の保全)を満たしている場合、許可しなければならない。(森林法第10条の2第2項)

- ・面積が 10ha 以上の林地開発許可申請の場合は森林審議会の開催、面積が 20ha 以上の場合は森林審議会開催に加えて関係各課に対し意見照会（大規模開発行為に対する意見照会）が行われる（年 1～2 件程度）。なお、この意見照会は事業者に対する施行上の注意点等が目的となっており、森林審議会保全部会の審議内容に影響を及ぼさない。

(2) 林地開発許可申請の流れについて

- ・資料 3 参照

3 検討結果

- ・森林地域の縮小案件については、現在の取扱を継続することとしたい。

【理由】

10ha を超える林地開発が行われる場合は、森林審議会森林保全部会において内容が審議されており、一定の客観性が担保されている。

※ 森林審議会森林保全部会での審議事項（宮城県森林審議会規程）

- 1 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可（開発行為の許可）に関する事
- 2 森林法第 27 条第 3 項の意見書（保安林の指定・解除に対する意見書）に関する事
- 3 審議会が林地保全上特に必要と認めた事項